

平成31年度大蔵村風しん予防接種等事業実施要綱をここに公布する。

平成31年4月1日

大蔵村長 加藤正美

大蔵村要綱第68号

平成31年度大蔵村風しん予防接種等事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、風しんの抗体価検査及び予防接種（以下「予防接種等」という。）を行うことで、風しんの感染による重症化及び先天性風しん症候群の発生を予防し、村民の健康増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 予防接種等事業の実施主体は大蔵村とする。

(対象者)

第3条 予防接種等の対象者は、本村に住所を有し、次の各号に該当する者とする。ただし、予防接種等は村民1人あたり1回とする。

(1) 抗体価検査対象者

次のいずれかに該当する者（風しんの予防接種歴が2回ある者、風しんの罹患歴がある者を除く。）

- ① 妊娠を希望している21～50歳（平成31年4月1日時点）の女性（妊娠中の者及び妊娠している可能性のある者を除く。）
- ② 妊娠を希望している21～50歳（平成31年4月1日時点）の女性（ただし、抗体価がHI抗体換算で16を超える者を除く。）の夫及び同居家族
- ③ 妊婦（抗体価がHI抗体換算で16以下である者。妊婦検診結果判明前の者を含む。）の夫及び同居家族

(2) 予防接種対象者

前号の対象者（妊婦検診で抗体価検査を受けた者を含む。）のうち、抗体価がHI抗体換算で16以下であると判定された者

(事業の実施)

第4条 予防接種等の実施機関は、大蔵村が別に委託する平成31年度予防接種業務委託第2条に掲げる協力医療機関とする。

(申請)

第5条 予防接種等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は「大蔵村風しん予防接種等実施申請書」（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

(決定通知、予診票の交付)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書を審査し実施の可否を判断し、「大蔵村風しん予防接種等実施決定（却下）通知書」（様式第2号）を交付する。また、抗体価検査を実施した結果、医師から抗体価が十分でないと判定された者には「風しん予防接種等予診票」（様式第3号）を交付する。また予防接種等を行うことが不適切と認められた時は、理由を付して、申請者にその旨通知するものとする。

(接種交付金等)

第7条 第3条第1項第1号に規定する抗体価検査対象者については、平成30年度山形県風しん予防接種促進事業費補助金交付要綱で定める額を限度額として、その額を交付するものとする。また、第3条第1項第2号に規定する予防接種対象者のうち予防接種を受けた者には、当該接種に要した費用のうち4分の3（ただし、6,000円を限度額とする。）を交付するものとする。

(接種交付金の支払)

第8条 予防接種等実施済者は、交付金の請求の意思がある場合は、大蔵村風しん予防接種等交付金請求書（様式第4号）を当該年度内に村長に提出しなければならない。

2 村長は前項の請求があった場合は、様式及び必要書類の適正を判断した上で交付金を支払うものとする。

(予防接種済証の交付)

第9条 村長は、実施状況を明確にするため、「大蔵村風しん予防接種等申請受付台帳」（様式第5号）を備え付ける。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。